



庄原市に光がやってきます

その6

情報政策課情報政策係

☎0824・731113

広報広聴係

☎0824・731159

どうも何か忘れとる気がするんじゃが…



博士！住民告知端末使用申請書の提出ですよ！



住民告知端末を設置しましょう！

市は、市内全域に整備される光ファイバーの回線を活用して、市役所から緊急情報や行政情報をお知らせする告知放送を実施します。

現在、平成27年度に光ファイバーが整備されるエリア（広報しようばら6月号14ページの表参照）の住民・事業所などの皆さんには、説明会を開催するなどして、住民告知端末（放送を受信する機器）の設置をお願いしています。

住民告知端末使用申請書の提出はお早めに！

住民告知端末の使用料は、市民の方がお住まいの家屋に設置される場合は無料です。（市内に所在する事業所・団体も同様）さらに、光ファイバーケーブルの引き込みや初期の設定などに必要な初期費用最大2万2800円も市が負担します。ただし、市が負担するのは、サービス開始から1年経過する日までに住民告知端末使用申請書を提出した場合となりますので、お忘れなく早めに提出をお願いします。

申請書は情報政策課・東城支所総務室で受け付けています。申請書がない方は、情報政策課・東城支所総務室にお越しください。

■平成27年度のサービス開始時期

○庄原電話交換局管内の整備エリア
10月下旬

○東城電話交換局管内の整備エリア
11月下旬

○山内電話交換局管内の整備エリア
12月下旬

母子保健 だより



子どもの健診・相談

保健医療課健康推進係 ☎0824・731255

お子さんの発育や発達で
気になることはありませんか？

「体重が気になる」「抱きにくい」「体を動かすことが苦手」「よく転ぶ」「言葉がなかなか増えない」「落ち着きがないように思う」「子どもへの関わり方が知りたい」など、お子さんのことで心配していることや気になっていることはありますか。

早めに相談することで、発育や発達を促すヒントが見えてきます。

専門家が、子育てする上での困り事や不安なことの相談をお受けし、子どもへの関わり方のアドバイスなどを
行っています。

ひとりで悩まず、早めにご相談ください。

専門家の相談って
どんなものがあるの？

育児相談

毎月、各地域で育児相談を実施しています。保健師・助産師・栄養士が相

談に応じています。

乳幼児健診

6～8か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を行っています。

幼児健診事後相談

心理相談員が発達の検査や育児の相談に応じます。

運動発達相談

理学療法士が「赤ちゃんを抱きにくい」「転びやすい」「姿勢が悪い」などの相談に応じます。

5歳（年中児）相談

心理相談員が、就学に向けて行動や言葉、友達との関わりなど気になっていることや心配なことの相談に応じます。

そのほか、訪問や電話相談にも応じます。母乳のこと、離乳食のこと、育児のことなど気軽に相談ください。

保健医療課健康推進係

☎0824・731255

または各支所市民生活室